

## 平成 31 年度事業計画

## 事業実施の方針

- \* 倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区選定 40 周年記念事業企画実施と支援
- \* 地域資産の利活用「宮坂町の家プロジェクト」「御坂の家」「Y 家」ほか
- \* 暮らしの質を高める活動の実施（e-コミュニティ研究所）
- \* 「町家 de クラス」の実施（備中町並みネットワーク主催）
- \* 備中町並みネットワーク活動
- \* 歴史的町並みの保存に関する研究・調査・啓発と提言
- \* 町家・町並みの保存・再生（総合的なまちづくり、組織づくり、整備相談など）
- \* 中心市街地の町家悉皆調査
- \* 中心市街地活性化計画に伴う事業の推進  
（公共空間の整備・「くらしのガイドブック」作成）
- \* 教育機関との協働事業  
（川崎医療福祉大学、倉敷芸科大、水島工業高等学校、岡山県立大学など）
- \* Kurashikimaps プロジェクトの活用
- \* SDGs の先端都市像・生活像として町家・町並み保存、町家ライフスタイルの創造
- SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは地域の今後の暮らし・商い・景観保存の持続可能な活動の物差し。2015 年 9 月国連サミットで採択された「世界を変革する持続可能な 2030 アジェンダ」（\*アジェンダ：行動計画）
- \* 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットと、全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者、市民等）の役割を重視し、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

## 《展開》

昨年度は伝美保存条例策定 50 周年記念事業に関わり、市民の町家・町並み保存への関心の高さを確認した。シンポジウムでは伝建地区の条例の見直しと、過度な商業化への危惧と市民の暮らしのガイドライン作成が謳われた。また周辺地区の町家・町並み景観保存整備を望む声の大半を占め、今後の倉敷の広範な歴史的都市景観形成の期待が高まっていることを受け、まちづくり活動団体、行政、専門家、企業、教育機関、全国の町家再生に取り組む団体などとともに積極的に協働して活動に取り組む。

「備中町並みネットワーク」では備中ゼミ総社大会の開催と第 6 回「町家 de クラス」を開催する。

地域のまちづくり協定などへの展開も視野に入れて「くらしのガイドブック」の作成支援を行う。

e-コミュニティ研究所、地域コミュニティなどと連携して高齢者支援のみならず支援を必要とする住民の課題解決を図るためのしくみづくりを支援する。

町家・町並み保存と町家ライフスタイルは SDGs で求められる都市生活の目標そのものである。持続可能なまちの姿と暮らしを実現するために、様々な取り組みを進めたい。

今後予想される南海・東南海地震時の減災や日常の町家の防火・耐震化促進を視野に入れた活動を展開する。

このような活動を継続推進するため、事務局機能の充実と、地域住民とのコミュニケーションを図りながら、会員、地域住民、各種団体、教育機関や企業、行政との協働で作業を進める。

1) 広報と情報提供

- ・くらしき手帖の発行・ホームページ、ブログ、facebook など情報発信。メールマガジンの発信とメディアへの情報提供
- ・講演会、展覧会などでのパネル展示

2) まちづくり活動の企画、協力、連携など

- ・倉敷伝統美観条例策定 50 周年記念事業、倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区選定 40 周年記念事業企画実施と支援
- ・「町家 de クラス 2019」の実施
- ・まち歩きなどの企画・各種フォーラム、講演会、協議会に参加し、発表
- ・教育機関と連携して町家改修、公共空間の整備、コミュニティの課題解決
- ・備中町並みネットワーク参加
- ・倉敷東社会福祉協議会参加
- ・「くらしのガイドブック」作成支援
- ・全国まち並み保存連盟。令和元年 2 月：第 42 回全国町並みゼミ川越大会へ参加
- ・高梁川流域学校への協力
- ・伝建条例の改正、保存地区周辺及び市内町家の保存にかかわる条例制定を進める

3) 地域資産の再生利活用

- ・「宮坂町の家」「Y 家」利活用
- ・再生町家を事務所として活用・交流事業 倉敷市東町 1-2-1 名倉家
- ・「御坂の家」事業継続
- ・倉敷トワイライトホーム運営協力（川崎医療福祉大学）
- ・中心市街地町家調査
- ・未利用町家（空き家）の利活用対策と支援
- ・川崎医療福祉大学他教育機関との連携によるまちづくり

4) 事務局体制

- ・各種調査、相談業務、保存活動など
- ・多くの課題に挑戦できる体制をさらに広げていく。
- ・財源確保のための補助金等への申請

5) その他事業推進のための活動等

《組織の運営》

1. 理事会の開催 毎月 1 回 第 1 金曜日 10:00～
2. プロジェクトの推進 各種事業の運営管理を徹底するため理事を中心に部会運営を進め、必要に応じて各種プロジェクトチームを構成し事業の進行を図る。